

上 場 規 程

有価証券上場規程	1
有価証券上場規程に関する取扱い要領	1
有価証券上場規程別表	5 3
有価証券上場規程別表取扱い要領	5 3

有価証券上場規程

(実施)昭和 36.10. 2

(変更)昭和 39.12. 1 40.12.20 12.10.14 43. 5. 1
 46. 7. 1 46.10. 1 46.10.28 47.12. 1
 50. 5.31 50.12. 1 51. 7. 1 51.11.20
 52. 4. 1 52. 9.30 53. 6. 1 57.10. 1
 58.11. 1 59.12. 1 61.11. 1 63. 6. 1
 63.10. 1
 平成 2.12. 1 3. 4. 1 4. 7. 1 5. 4. 1
 6. 2.10 6.10. 1 7. 6. 1 8. 1. 1
 8. 4. 1 9. 1. 1 9. 6. 1 9.10. 1
 10. 1. 1 10. 6.22 10.12. 1 11. 3. 1
 11. 8. 1 11. 9. 1 12. 3. 1 12. 4. 7
 12. 7. 1 13. 1. 6 13. 4. 1 13. 7.10
 13.10. 1 14. 4. 1 15. 1. 1 15. 1.14
 15. 2.10 15. 4. 1 15. 5. 8 16. 9. 1
 17. 2. 1 17. 4. 1 17.12. 8 18. 3. 1
 18. 5. 1 18.11. 1 18.12.22 19. 9.30
 20. 4. 1 20. 6. 1 21. 1. 5 21.11. 9
 22. 3. 4 22. 6.30 22. 7.30 24. 4. 1
 24. 6. 1 24.12. 1 26. 4. 1 26. 7. 1
 26.11.28 27. 5. 1 27. 6. 1 30. 3.31
 30. 4. 2
 令和 2. 2. 7 2.11. 1 3. 3. 1 5. 3.13
 6. 3. 8 6. 4. 1 7. 5.30

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、業務規程第1条第3項の規定に基づき、有価証券の上場、上場有価証券の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関する事項は、有価証券上場規程をもって定める。

(アンビシャス)

第1条の2 本所は、本所の市場において、成長性が見込まれる企業の資金調達を容易にし、もって地域経済の活性化に資するとともに、投資者に新たな投資機会を提供することを目的として、成長企業の有価証券に係る上場制度を設ける。

2 前項に定める上場制度に基づき上場する有価証券に係る市場は、アンビシャスと称する。

(申請による上場)

第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

2 本所に上場している株券の発行者（以下「上場会

有価証券上場規程に関する取扱い要領

(制定)昭和 37.12. 1

(変更)昭和 38.10. 1 40. 1. 4 40.12.20 41. 4. 1
 41.12.24 42. 3. 1 43. 5. 1 45. 3. 1
 45.11.20 46. 7. 1 46.10. 1 46.10.28
 47.12. 1 50. 5.31 50.12. 1 51. 9.27
 51.11.20 52. 3.31 52. 4. 1 52. 9.30
 53. 6. 1 56.10.12 57. 5. 1 57.10. 1
 58. 1. 4 58.11. 1 59.12. 3 60.12. 2
 62. 5.20 63. 6. 1 63.10. 1
 平成元. 4. 1 3. 3. 1 4. 7. 1 5. 4. 1
 5. 8.10 6. 2.10 6.10. 1 7. 7. 1
 8. 1. 1 8. 4. 1 9. 1. 1 9. 6. 1
 9.10. 1 10. 1. 1 10. 3. 1 10. 4. 1
 10.12. 1 11. 3. 1 11. 7. 1 11. 8. 1
 11. 9. 1 11.11.10 12. 3. 1 12. 4. 7
 12. 7. 1 13. 1. 6 13. 4. 1 13. 7.10
 13.10. 1 14. 2. 1 14. 4. 1 14. 6.25
 15. 1. 1 15. 1.14 15. 2.10 15. 5. 8
 16. 9. 1 16.10. 1 16.12.13 17. 2. 1
 17. 4. 1 17. 9.30 17.12. 8 18. 3. 1
 18. 5. 1 18.11. 1 18.12.22 19. 7. 1
 19. 9.30 20. 4. 1 20. 6. 1 21. 1. 5
 21.11. 9 22. 3. 4 22. 6.30 24. 4. 1
 24. 5.10 24. 6. 1 24.10. 1 25. 9.13
 26. 4. 1 26. 5.31 26.11.28 27. 2.13
 27. 4. 1 27. 5. 1 27. 6. 1 28. 4. 1
 30. 3.31
 令和 2. 2. 7 2.11. 1 3. 7.21 4. 9. 1
 5. 3.13 5.10.31 6. 3. 8 6. 4. 1
 7. 5.30

この要領は、有価証券上場規程の解釈、運用などの事務取扱いの要領を定めることを目的とする。

1. 第2条（申請による上場）関係

上場規程 2

社」という。)が行う新設合併、株式移転又は新設分割(本所が定めるものに限る。)によって設立される会社が発行する有価証券については、その設立前(当該上場会社の当該新設合併、株式移転又は新設分割に係る株主総会の決議後に限る。)においても上場申請できることとし、当該設立前の上場申請に基づく有価証券の上場は、当該上場会社からの申請により行うものとする。この場合における上場申請手続その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所が定めるところによるものとする。

- 3 前2項の規定により上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。
- 4 前3項の規定は、国債証券及び金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第125条の上場命令に基づき上場する株券については、適用しない。

第2章 有価証券の新規上場 (新規上場申請手続)

第3条 新規上場申請者(本所に¹有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 第1項の上場申請に係る株券の取扱いについては、次のa及びbに定めるところによる。
 - a 上場申請に係る株券は、原則として、単一銘柄であり、かつ、その上場申請に係る株券の数がその発行済株式数と同数であることを要する。
 - b 上場申請に係る株券の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合において、上場株式数が上場申請に係る株式の発行済株式総数の50%以上であることを要する。
- (2) 第2項に規定する「本所が定めるもの」とは、上場会社が行う新設合併、株式移転又は新設分割のうち、次に掲げるものをいう。
 - a 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号に該当する新設合併
 - b 株券上場審査基準第4条第2項第2号又は第6条第2項第2号に該当する株式移転
 - c 人的分割である新設分割
- (3) 第2項の規定に基づき設立前に上場申請を行う場合には、原則として、有価証券上場申請書その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料の納入等については、当該設立前の期間においては当該上場会社が行うものとし、設立後は当該有価証券の発行者である設立された会社が行うものとする。このほか、上場申請手続きその他の規定の適用に必要な事項は、本所がその都度定める。

1. の2 第3条(新規上場申請手続)第1項関係

- (1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発

- (1) 商号
- (2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、単元株式数（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 20 号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額。
- (3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（預託証券を除く。）の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (4) 上場申請に係る有価証券及び新規上場申請者が発行者であるその他の有価証券の発行登録の内容
- (5) 上場申請日以降の日に、上場申請に係る株券の公募（一般募集による株券の発行又は処分をいう。以下同じ。）若しくは売出し又は上場のため

行決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類（登記事項証明書等）を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。

- (2) 第 2 号に規定する発行数については、次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する場合は、この限りでない。
 - a 新規上場申請者が所有する自己株式の数
 - b 自己株式取得決議を行った場合には、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数及び取得した自己株式の数
 - c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る自己株式の数及び処分又は交付した自己株式の数
 - d 自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数
- (3) 新規上場申請者は、上場申請日前に他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得すると引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得すると引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式の発行を行っている場合、新株予約権の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合には、上場申請にかかる株券は、原則として、当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は当該新株予約権の行使等によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。
- (4) 第 4 号の規定により「発行登録の内容」を記載した場合には、発行登録書の写し（訂正発行登録書の写しを含む。）を提出するものとする。
- (5) 第 5 号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の金融商品取引所の規則に定める立会外分売であつて、50 単位未満の範囲

の数量制限付分売を行うときは、その内容

(6) アンビシャスへの上場を申請する場合には、その旨

(7) 上場申請に係る株券についての指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）第 2 条第 2 項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項

2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第 370 条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社（会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社（会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）

(2) 新規上場申請者の登記事項証明書

(3) 定款

(4) 新規上場申請者の商号、その属する企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する企業集団をいう。）及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の本所が定める事項を記載した「上場申請のための有価証券報告書」

2 部

内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。

(6) 第 7 号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

2. 第 3 条（新規上場申請手続）第 2 項関係

(1) 第 4 号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次の a から d までに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシャスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号。以下「開示府令」という。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「第 2 号の 4 様式」（「第二部」から「第四部」まで）に準じて作成するものとし、「第 2 号の 4 様式」

の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」(「第三部」及び「第四部」)に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」及び同条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

- b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者(以下このbにおいて「他市場上場会社」という。)若しくは株券上場審査基準第4条第2項若しくは第6条第2項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」(「第二部」及び「第四部」)又は同項第3号に規定する「第2号の6様式」(「第二部」、「第三部」及び「第五部」)に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第2号の6様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」(「第三部」及び「第四部」)に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議（自己株式の取得に係る会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による決議をいう。）、自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議（監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあつては、執行役の決定を含む。）若しくは会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議（会社法第796条第1項又は第2項の規定により当該決議を要しない

- b の 2 最近 2 年間（「最近」の計算は、基準事業年度（この 2. (1) に定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）に終了した事業年度（基準事業年度を除く。）又は連結会計年度（基準連結会計年度（この 2. (1) に定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近連結会計年度をいう。以下同じ。）を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第 5 条第 1 項又は法第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。
- c 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、a 及び b の規定にかかわらず、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、株券上場審査基準第 6 条第 1 項第 1 号 a に規定する株券の公募又は売出しに係る有価証券届出書と同一の記載様式とすることができる。
- d 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」は、本所が定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）記載要領」により作成するものとする。

場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）若しくは会社法第774条の3第1項第3号に規定する対価として自己株式を交付する場合における会社法第816条の3第1項の規定による決議（会社法第816条の4第1項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、株式交付計画の内容についての取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を含む。）をいう。）又は自己株式消却決議（自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。）

ただし、アンビシャスへの上場を申請する新規上場申請者（以下「アンビシャスへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

- (6) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (7) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者（幹事である金融商品取引業者をいう。）である本所の会員（会員に準ずるものとして本所が適当と認める非会員金融商品取引業者を含む。以下「幹事会員」という。）が作成した本所所定の推薦書

- (2) 第7号に規定する「会員に準ずるものとして本所が適当と認める非会員金融商品取引業者」とは、次のa又はbに定める金融商品取引業者をいうものとする。

- a 会員が持株会社である親会社を有する場合において、当該会員と同一の持株会社の子会社である金融商品取引業者
- b 会員の親会社及び子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社及び子会社をいう。）である金融商品取引業者

- (3) 新規上場申請者がアンビシャスへの上場を申請する者である場合には、当該新規上場申請者の幹事金融商品取引業者は、第7号に規定する推薦書に、当該新規上場申請者（その企業グループを

(7)の2 アンビシヤスへの新規上場申請者が、北海道に本店又は主要事業所等を有しない場合には、北海道における事業活動及び事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面

(7)の3 幹事会員が作成した公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面

(8) アンビシヤスへの新規上場申請者である場合には、当該新規上場申請者が上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間に於いて年1回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催することについて確約した書面

(8)の2 新規上場申請に係る株券について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第12条の5第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面

(9) その他本所が必要と認める書類

含む。)が高い成長の可能性を有していると認められる者である旨及びその理由(成長性に関する事項という。以下同じ)について記載するものとする。ただし、最近2年間に於ける営業利益が5,000万円以上ある場合は、成長性に関する事項についての記載は要しない。

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシヤスへの新規上場申請者は、dに規定する書類については、添付を要しない。

a 削除

b 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し

c 最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及び株主総会資料の写し

cの2 新規上場申請者の企業グループ(株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。)の主要な事業活動の前提となる事項(主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約(以下このcの2において「許認可等」という。)をいう。以下このcの2において同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書面

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な

事業活動の前提となる事項

- (b) 該許認可等の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限
- (c) 当該許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由
- (d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨

d 新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下このdにおいて同じ。）が基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後において組織再編行為等を行っている場合であって、組織再編対象会社等が次の(a)から(c)までのいずれかに該当するときは、組織再編対象会社等に係る当該(a)から(c)までに掲げる書類（2. (1)に定める「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載又は添付されるものその他の本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

- (a) 組織再編主体会社等（新規上場申請者（新規上場申請者の子会社その他の本所が新規上場申請者とみなすことが適当と認めるものを含む。以下この(a)及び(b)において同じ。）による組織再編行為等（合併、株式交換、株式移転、株式交付、子会社化若しくは非子会社化、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡をいうものとする。以下同じ。）の対象となる会社又は事業（以下「組織再編対象会社等」という。）のうち、新規上場申請者よりも規模の大きいもの（複数ある場合には、そのうち最も規模が大きいものをいう。）をいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、最も規模が大きいものをいう。この場合において、「規模」の大小は、組織再編行為等の直前における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を比較して決定する（(c)において同じ。）（会社を対象に組織再編行為等が行われる場合に限る。）

基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまで

の期間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等

- (b) 組織再編主体会社等（前(a)に掲げる場合を除く。）

基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間における財務計算に関する書類（当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。）

- (c) 組織再編に重要な影響を与える会社等（組織再編対象会社等のうち、その規模が新規上場申請者の規模の過半となるものをいう。ただし、新規上場申請者が組織再編行為等に伴い新設される場合においては、組織再編対象会社等のうち、その規模が組織再編主体会社等の規模の過半となるものをいう。）

基準事業年度の末日から起算して2年前の日より後から組織再編行為等を行うまでの期間における財務情報の概要について記載した書類

- dの2からgまで 削除

- h 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、特別利害関係者の一覧表

- i 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、人的関係会社（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第5条第4項に規定する「人的関係会社」をいう。）及び資本的关系会社（上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第5条第5項に規定する「資本的关系会社」をいう。）の一覧表及び当該人的関係会社及び資本的关系会社の役員名簿

- j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第151条第1項又は第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関（振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。）が総株主通知の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関

が総株主通知を行った場合におけるその基準日となる日を含む。以下「基準日等」という。)における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、株主数及び流通株式数について株券上場審査基準の取扱い2.(1)b及びdに定めるところにより取り扱うとき並びに上場申請に係る株券の公募又は売出しについて同取扱い2.(2)に定めるところにより取り扱うときは、提出を要しないものとする。

k 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、従業員名簿

l 削 除

m 株券上場審査基準第4条第1項第10号に規定する株式事務代行機関の設置を証する書面の写し

mの2 上場申請に係る株券が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券以外の株券である場合において、上場申請に係る株券の公募又は売出しを行わないときは、新規上場申請者の幹事会員が作成した次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 上場申請に係る株券の評価額について記載した書類

(b) 上場申請に係る株券の上場後における流動性確保のための方策について記載した書類

n 上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合は、当該分割に係る会社法第794条第1項又は会社法第803条第1項に規定する書面の写し

nの2 相互会社(保険業法に規定する相互会社をいう。以下同じ。)が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する場合は、次の書類

(a) 最近1年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会(保険業法に規定する社員総会又は総代会をいう。以下同じ。)の招集通知及び社員総会資料又は総代会資料の写し

(b) 相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び組織変更後の株式会社の定款

(c) 保険業法第 87 条第 1 項に規定する書類の写し

n の 3 新規上場申請者が指名委員会等設置会社であって、会社法第 416 条第 4 項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

n の 4 新規上場申請者が監査等委員会設置会社であって、会社法第 399 条の 13 第 5 項に基づき取締役役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

n の 5 新規上場申請者が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合（上場後最初に到来する事業年度の末日において親会社等を有しないこととなる見込がある場合を除く。）には、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合を除く。

(a) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合

(b) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者であり、かつ、当該親会社等又は当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

o アンビシャスへの新規上場申請者は、次の書類

(a) 新規上場申請者に係る次に掲げる事項を記載した書類（当該事項について記載された既存の書類がある場合には、当該書類をもって代えることができる。）

イ 事業の内容

ロ 今後の事業計画

ハ 特別利害関係者との取引の内容

ニ 業界及び取引先の状況

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第2項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号まで及び第8号の2に掲げる書類

b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。）である新規上場申請者にあつては上場後最初に到来する株主基準日）までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

c その他本所が必要と認める書類

(b) 最近2事業年度（「最近」の計算は、基準事業年度（2.(1)に定める「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。）における連結子会社に関する決算報告書

p 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.(3)に定める支配株主等に関する事項を記載した書面（上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）

3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、Iの部のみをもって成るものとし、2.(1)aからdまでの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類

b 2.(4)b及びlからmまでに規定する書類

c 新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、

(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者

- a 前項第1号から第5号まで及び第8号の2に掲げる書類
- b 上場申請に係る株券につき、上場後最初に終了する事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である新規上場申請者にあつては上場後最初に到来する株主基準日）までの間における株式の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」
- c その他本所が必要と認める書類

上場会社の基準連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

- d 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

- a 上場会社が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類
- b 2.(4)b及び1からmまでに規定する書類
- c 新規上場申請者が株券上場審査基準第6条第2項第3号の規定の適用を受ける場合には、

上場会社の基準連結会計年度（当該上場会社が連結財務諸表提出会社でない場合は、当該上場会社の基準事業年度）における同号に規定する他の会社が承継する事業及び当該他の会社以外の会社が承継する事業に係る財務計算に関する書類（本所が提出を要しないものとして認めるものを除く。）

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

- d 株券上場審査基準第6条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第1項第3号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

- 4 前条第2項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、前2項に定める添付書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。

- 5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内

4. 第3条（新規上場申請手続）第5項関係

閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者をいう。以下同じ。)に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会を開催した場合(会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったとみなされる場合を含み、監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会を開催した場合又は取締役の決定があった場合を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等(会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。)を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。)には、その議事録の写し(会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があったことを証する書面を含む。)

(2) 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合には、その報告書

(3) 内閣総理大臣等に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し

各2部(bに規定する書類については1部)

a 有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

b 有価証券届出効力発生通知書

c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)及びその添付書類(既に提出されているものと同一内容の書類を除く。)

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各2部(bに規定する書類については1部)

a 発行登録書(訂正発行登録書を含む。)及び

(1) 第1号の取締役会又は株主総会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む。)に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2 第1号に規定する「執行役の決定」には、日常業務等の決定を含まないものとする。

(2) 第2号に規定する「経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合」とは、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号、第4号及び第5号並びに第2項に規定する場合をいうものとする。

- その添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
- b 発行登録効力発生通知書
 - c 発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
 - d 発行登録取下届出書
- (5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し
- a から d までに規定する書類については各 2 部、e から i までに規定する書類については各 1 部。
 - a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）
 - b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）
 - c 削 除
 - d 臨時報告書（訂正臨時報告書を含む。）
 - e 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - f 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
 - g 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）
 - h 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書
 - i 内部統制報告書（訂正内部統制報告書を含む。）
- (6) 新規上場申請者が発行者である有価証券について内閣総理大臣等に次の書類が提出された場合には、当該提出者から送付を受けた書類の写し
- a 公開買付届出書（訂正公開買付届出書を含む。）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正公開買付報告書を含む。）
 - b 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書
- (7) 公開買付意見表明報告書（訂正公開買付意見表明報告書を含む。）の写しの送付を受けた場合には、その写し
- (8) 相互会社（保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に規定する相互会社をいう。）から株式会社への組織変更を行う場合には、本所が必要と認める書類

- (3) 第 8 号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次の a 及び b に掲げる書類をいうものとし、当該 a 又は b に定めるところに従い本所に提出するものとする。

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が基準事業年度の末日の翌日以後6か月を経過した後となる場合は、当該事業年度の翌事業年度の間会計期間に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための半期報告書」2部を提出するものとする。この場合において、新規上場申請者は、開示府令第18条第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、半期報告書の写しで足りるものとする。

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時までに、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は期中レビューを受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付し、提出するものとする。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、本所が

a 基準事業年度の末日の翌日以後上場することとなる日までに社員総会又は総代会を開催した場合には、その議事録の写し

開催後遅滞なく

b 相互会社から株式会社への組織変更について内閣総理大臣等の認可を受けたことを証する書面

認可を受けた後遅滞なく

4. の2 第3条（新規上場申請手続）第6項関係

第6項の規定に基づき「上場申請のための半期報告書」又は半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合、同項に規定する期間の末日における中間貸借対照表を提出するものとする。

5. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

(1) 最近1年間に終了する事業年度に係る監査、中間監査又は期中レビューについて、第7項に規定する「公認会計士」は2人以上とし、当該公認会計士が作成した監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書を添付するものとする。

(2) 第7項に規定する「監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書」は、同項各号に掲げる財務計算に関する書類が、従前において法に基づいて提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表等又は中間財務諸表等と同一内容のものであって、既に法第193条の2第1項の監査証明を受けている場合には、当該財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写しで足りるものとする。

(3) 第1号の規定により本所が指定するものは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等

b 前aの規定にかかわらず、アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、直前事業年度及びその前の事業年度並びに直前連結会計年度及びその前の連結会計年度の財務諸表等

指定するもの

- (2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」又は前項第6項の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（法第24条の5第1項の表の第2号又は第3号の上欄に掲げる会社にあつては、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書）をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（同表の第2号又は第3号の上欄に掲げる会社にあつては、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書）をいう。）又は中間会計期間に係る財務書類）をいう。以下同じ。）
- (3) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 2. (1) b の2に規定する財務諸表又は連結財務諸表
- 8 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る株券の上場を承認する時まで、前項に規定する監査、中間監査又は期中レビュー（第6項の規定により提出する「上場申請のための半期報告書」に係るものを除く。）について公認会計士又は監査法人が作成した「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「期中レビュー概要書」各1部を提出するものとする。

6. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係

第8項に規定する「監査概要書」、「中間監査概要書」及び「期中レビュー概要書」については、次の取扱いによるものとする。

- (1) 「監査概要書」は、新規上場申請者の財務諸表と連結財務諸表の監査又は新規上場申請者のすべての財務書類の監査が同一の公認会計士又は監査法人によって併せて行われている場合には、当該財務諸表の監査に関する概要と当該連結財務諸表の監査に関する概要又は当該すべての財務書類の監査に関する概要を同一の監査概要書に併せて記載したものを提出するものとする。
- (2) 「監査概要書」は、監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」に準じて、「中間監査概要書」は、同項に規定する「第2号様式」に準じて、「期中レビュー概要書」は、同項に規定する「第4号様式」に準じて作成するものとする。
- (3) 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載する新規上場申請者の基準事業年度及び基準連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務

9 新規上場申請者は、第7項に規定するほか、本所
が定める財務計算に関する書類について、本所が上
場申請に係る株券の上場を承認する時までに、本所
が定めるところにより公認会計士又は監査法人に
よる監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載
した書面を添付し、提出するものとする。

10 新規上場申請者が、国内の他の金融商品取引所に
上場されている株券の発行者である場合の第1項
に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第
9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書
類を添付するものとする。

(1) 上場申請を決議した取締役会の議事録の写し
(会社法第370条の規定により取締役会の決議が
あったものとみなされる場合にあっては、当該場

諸表作成のための体制とその運用及び連結財務
諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社
及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等
に関する公認会計士又は監査法人による評価につ
いて記載した書面を添付するものとする。

(4) 「監査概要書」、「中間監査概要書」又は「期
中レビュー概要書」は、前6.(2)の規定により財
務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告
書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書の写
しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提
出した当該監査、中間監査又は期中レビューに関
する監査概要書、中間監査概要書又は期中レビ
ュー概要書の写しで足りるものとする。

7. 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関
する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類を
いい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付する
ものとする。

(1) 2.(4)dの(a)に規定する書類

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく
監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合に
は、日本公認会計士協会が定める「東京証券取引
所の有価証券上場規程に定める組織再編主体会
社の財務諸表等に対するレビュー業務に関する
実務指針」その他の合理的と認められる基準に準
拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は
結論を記載した書面

(2) 2.(4)dの(b)並びに3.(2)c及び(3)cに規定
する書類

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準
拠した監査に基づく監査報告書。ただし、本所が
適当と認める場合には、日本公認会計士協会が定
める「東京証券取引所の有価証券上場規程に定め
る部門財務情報に対するレビュー業務に関する
実務指針」その他の合理的と認められる基準に準
拠した手続に基づく財務数値等に係る意見又は
結論を記載した書面

8. 第3条（新規上場申請手続）第10項関係

合に該当することを証する書面を含む。)

- (2) 新規上場申請者の登記事項証明書
- (3) 定款
- (4) 最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表
- (5) 最近1年間における各事業年度の事業報告書
(会社法第438条第1項に基づき定時株主総会に提出された計算書類をいう。)の写し
- (6) 上場申請日の直前の事業年度に関する定時株主総会において会社法第156条第1項(同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による決議があった場合には、その議事録の写し
- (7) その他本所が必要と認める書類

- (1) 第4号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。

- (2) 第7号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、アンビシャスへの新規上場申請者である場合(申請日において国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合に限る。)には、f及びgに規定する書類の添付を要しないものとする。

- a 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- b 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し
- c 本所所定の「株式の分布状況表」
- d アンビシャスへの新規上場申請者が、北海道に本店又は主要事業所等を有しない場合には、北海道における事業活動及び事業計画の状況等、北海道との関連性を記載した書面
- e アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、当該新規上場申請者が上場申請に係る有価証券の上場の日以後3年間において年1回以上、当該有価証券に対する投資に関する説明会を開催することについて確約した書面
- f アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、次に掲げる事項を記載した書類(当該事項について記載された既存の書類がある場合には、当該書類をもって代えることができる。)
- (a) 事業の内容
- (b) 今後の事業計画
- (c) 特別利害関係者との取引の内容

- 11 本所は、上場審査のため必要と認めるときには、新規上場申請者に対し、前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 12 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した後、当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (d) 業界及び取引先の状況
- g アンビシャスへの新規上場申請者である場合には、最近2事業年度における連結子会社に関する決算報告書
- h その他、本所が上場審査のため適当と認める書類
9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係
- (1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- a 定款（新規上場申請者が組織変更後の株式会社の株券の上場を申請する相互会社である場合の当該相互会社の定款を除く。）
- b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2.(1)bの2の規定により添付される書類を含む。）
- (2) 新規上場申請者による前(1)aに掲げる書類の提出については、当該書類に記載された内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）の提出により行うものとする。
- (3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- a 前(1)に規定する書類
- b 第5項第2号に規定する書類
- c 第6項に規定する書類
- d 2.(4)dに規定する書類（7.の規定により添付される書類を含む。）
- dの2 2.(4)nの2の(b)、nの4及びpに規定する書類
- e 3.(2)aの規定により提出される書類（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）
- f 4.の規定により提出される書類（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則により公衆の縦覧に供することとされている書類と同種の書類に限る。）

(上場申請に係る宣誓書)

第3条の2 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(申請の不受理)

第4条 本所は、新規上場申請者が、本所が別に定める場合に該当するときには、上場申請を受理しないものとする。

(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第4条の2 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場申請を行うことができるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併(上場会社

10. 第4条(申請の不受理)関係

新規上場申請者が次の(1)又は(2)に該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

(1) 上場申請日以後、基準事業年度の末日から2年以内に、合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第2項第1号に該当する合併を除く。)、会社分割(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。)、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。)を行う予定のある場合(合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行う予定のある場合を含む。)であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めたとき。ただし、当該合併(合併を行った場合に限る。)が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割(承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。)であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を基準事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合(上場日以前に行う予定のある場合を除く。)

10. の2 第4条の2(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)関係

(1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、

が当事会社となる場合を除く。)

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)

- (2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。)

- 2 第2条第3項の規定は、前項の規定により上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第4条の2第1項の規定により上場申請が行われた日」と読み替える

- 3 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。

- 4 第1項の規定による本則市場への上場申請にあつては、第6条の4第1号及び第6条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。

上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

- (2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、次のaからcまでに掲げる書類とする。

- a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

- b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに掲げる書類

- (a) 合併を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 5.(3) e に掲げる書類

- (b) 株式交換を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 5.(3) d の3 に掲げる書類

- (c) 株式移転を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い 5.(3) d の4 に掲げる書類

- c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2(4) b、c の2、j、1及びnの3並びに第3条第5項第3号に掲げる書類。

- (3) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2) c に掲げる書類のうち、同条第2項第3号及び2.(4) n の3に掲げる

5 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第1項の規定の適用については、同条第7号d中「新規上場申請者に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」とする。

書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (4) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての11.の4の規定の適用については、「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。
- (5) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い 2.の規定の適用については、2.(2) a (b)、(c)、2.(2) b (a) ロ、2.(2) b (b) ロ「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」と、同項 2.(2) b 中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券」と同項 2.(2) c (a) 及び 2.(2) d 中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券を上場申請する新規上場申請者」とする。
- (6) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い 2.(3)の規定の適用については、2.(3) a 中「発行者である新規上場申請者」とあるのは「上場申請する新規上場申請者」と、2.(3) a (a) 中「いずれか低い価格」とあるのは「いずれか低い価格を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」と、2.(3) b 中「株券の評価額」とあるのは「株券の評価額」を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」とする。
- (7) (1)から前(6)までのほか、第1項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

(アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合)

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券のアンビシャスへの上場申請を行うことができるものとする。

- (1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

10.の3 第4条の3（アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。このほか、新規上場申請手続その

- (2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）
- 当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）
- 2 第2条第3項の規定は、前項の規定により上場申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第4条の3第1項の規定により上場申請が行われた日」と読み替える。
- 3 第1項の規定によりアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項まで及び第3条の2に規定する書類のほかに、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。
- 4 第1項の規定によるアンビシャスへの上場申請にあっては、第6条の4第1号及び第6条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。
- 5 第1項の規定により、アンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第6条第1項の適用については、同条第4号d中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請

他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

- (2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次のaからcまでに掲げる書類とする。
- a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）
- b 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに掲げる書類
- (a) 合併を予定している場合
- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)eに掲げる書類
- (b) 株式交換を予定している場合
- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)dの3に掲げる書類
- (c) 株式移転を予定している場合
- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い5.(3)dの4に掲げる書類
- c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2(4)b、cの2、j、l及びnの3並びに同条第5項第3号に掲げる書類。
- (3) 第1項の規定の適用を受けてアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2)cに掲げる書類のうち、同条第2項第3号及び2.(4)nの3に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- (4) 第1項の規定の適用を受けてアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者についての11.

者が発行する株券」とする。

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第4条の4 上場会社は、次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券の上場市場の変更申請を行うことができるものとする。

- (1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）
- (2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転
当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）
- 2 前項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第11条の4第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券」とする。
- 3 第11条の4第3項の規定は、第1項の規定により上場市場の変更申請が行われた場合について準用する。この場合において、第11条の4第3項中「第1項の規定により上場市場の変更申請」とあるのは「第4条の4第1項の規定により上場市場の変更申請」と読み替える。
- 4 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第11条の4第3項及び第4項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。
- 5 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第7条第1項の規定の適用については、同項中

の4の規定の適用については、同項中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。

- (5) 第1項の規定の適用を受けてアンビシャスへ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い 5. (1) の規定の適用については、同取扱い 5. (1) 中「2. (2)」とあるのは「10 の 2. (3) の規定により読み替えて適用する同取扱い 2. (2)」とする

10. の4 第4条の4（上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

- (1) 第1項の規定に基づき上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。

- (2) 第4項に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書類とする。

- a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し（会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。）
- b 第1項第1号及び第2号に定める者について

「第4条第1項」とあるのは「有価証券上場規程第4条の2第5項の規定により読み替えて適用する第4条第1項」とする。

(上場審査料)

第5条 新規上場申請者は、本所が定める金額の上場審査料を、上場申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。ただし第6条の2第1項の規定に基づき予備申請を行った有価証券について、予備申請日から起算して1年以内に上場申請を行う場合には、上場審査料を納入することを要しない。

(株券の新規上場審査)

第6条 新規上場申請者から上場申請のあった株券の審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

(予備申請)

第6条の2 株券(上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。)の上場申請を行おうとする者(株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)は、上場申請を行おうとする日その他の事項を記載した「有価証券上場予備申請書」及び上場申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足り

て記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の2、2.(4)b、cの2、j、1及びnの3並びに同条第5項第3号に掲げる書類。

(3) 第1項の規定の適用を受けて上場市場の変更申請を行う上場会社は、前(2)bに定める書類のうち、第3条第2項第3号及び2.(4)nの3に掲げる書類を上場市場の変更前及び変更後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) (1)から前(3)までのほか、第1項に規定する場合における上場市場の変更申請の手続、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。

11. 第5条(上場審査料)関係

(1) 第5条に規定する本所が定める金額は、100万円とする。ただし、次のa又はbに掲げる場合には、その半額とする。

a 株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項に規定する上場株券に係る上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である有価証券の上場を申請する場合

b 新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に上場申請を行う場合

(2) 上場審査料は、消費税及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

11. の2 第6条の2(予備申請)関係

前11.(aを除く。)の規定は、第4項の予備審査料について、準用する。この場合において、同11.(aを除く。)中「新規上場申請者」とあるのは「予備申請を行う者」と、同11.b中「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請」と、「上場申請を行う場合」とあるのは「上場申請を行おうとする場

る。)を提出することにより、上場申請の予備的申請(予備的申請「予備申請」という。)を行うことができる。

- 2 第2条第3項の規定は、前項の規定により予備申請が行われた場合について準用する。この場合において、第2条第3項中「前2項の規定により上場申請が行われた日」とあるのは「第6条の2第1項の規定により予備申請が行われた日」と、「当該上場申請」とあるのは「当該予備申請及び当該予備申請が行われた日から起算して1年以内に行われた上場申請」とそれぞれ読み替える。
- 3 第1項の規定により予備申請が行われた場合には、前条に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。
- 4 第3条第11項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。
- 5 予備申請を行う者は、本所が定める金額の予備審査料を、予備申請の日に本所に納入するものとする。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第6条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。))の割当ての方法のうち、株主割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当て等については、本所が定める規則によるものとする。

(上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第6条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)及び同条第6項各号に規定する「上場申請のための半期報告書」に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第6条の5 株券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関

合」と読み替えるものとする。

11. の3 第6条の4(上場申請のための有価証券報告書等の適正性に関する確認書)関係

- (1) 第6条の4に規定する「本所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうちIの部をいうものとする。
- (2) 第6条の4に規定する「理由」の記載に当たっては同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

11. の4 第6条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナン

する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

スに関する事項」とは、次の(1)から(7)までに掲げる事項をいうものとする。

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。）
- (2) 「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項（企業行動規範に関する規則第5条の3に規定する基本原則を実施しない理由を含む。）
- (3) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由
- (4) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- (5) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。）
- (6) 独立役員（企業行動規範に関する規則第5条の2に規定する独立役員をいう。以下同じ。）の確保の状況（独立役員として指定する者が、次のaからjまでのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。）
 - a 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。）
 - b 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役であった者を含む。）
 - c 過去に当該会社の兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者であった者
 - d 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者
 - e 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭そ

の他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者

f 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。以下同じ。）

g a から前 f までに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

h 当該会社の取引先又はその出身者（業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

i 当該会社の出身者が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の出身者

j 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。）

(7) その他本所が必要と認める事項

（上場契約）

第7条 本所が有価証券を上場する場合には、当該上場申請に係る有価証券（上場有価証券の発行者が発行者であるものを除く。）の発行者は、本所所定の上場契約書を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、当該有価証券の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 本所は、当該有価証券の上場日にその銘柄等の所要事項を上場有価証券原簿に記載する。

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第9条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

第3章 新株券等の上場および上場有価証券の変更
上場

12. 第7条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合は当該単元株式数、アンビシャス上場銘柄である場合にはその旨及び上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

(新株券等の上場申請手続)

第8条 上場会社が発行者である株券又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- (1) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (2) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の募集又は売出しの条件に関する事項
- (3) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の所有者別及び所有数別の分布状況
- (4) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 本所は、前項(その特例を含む。)の規定により上場申請のあった上場会社がアンビシャスに係る上場制度に基づき上場する株券又は新株予約権証券(以下「アンビシャス上場銘柄」という。)の発行者である場合は、当該上場申請はアンビシャスへの上場申請とみなす。

3 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書を提出することにより、その上場を申請するものとする。この場合における上場申請の取扱いには本所が定める。ただし、第1項各号に規定する事項が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条の規定に基づく会社情報の開示又は同規則第5条の規定により本所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

4 本所は、第1項の上場申請により、株券又は新株予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿に当該申請に係る銘柄について記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

5 上場株券と異なる種類の株券又は新株予約権証券の上場申請が行われた日から起算して1年以内に上場が行われなかった場合には、当該上場申請は効力を失うものとする。

13. 第8条(新株券等の上場申請)第3項関係

上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、あらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、本所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

(同一種類の新株券の上場)

第9条 前条の規定により上場申請のあった株券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社が有償株主割当てにより新たに発行する株券のうち本所が定めるものは、本所が定めるところにより発行日決済取引により上場する。

(2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行された時に上場株券に追加して上場する。

(3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行された時に、上場株券に追加して上場する。

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第9条の2 前条の規定にかかわらず、第8条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、株券上場廃止基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権

14. 第9条(同一種類の新株券等の上場)関係

(1) 第1号に規定する「本所が定めるもの」とは、有償株主割当てにより新たに発行される株券であって、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。

a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること(法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)

b 株式数が1,000単位以上であること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(2) 第2号に規定する「本所が定める基準」とは、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基準日)が到来するものについては、aに適合することを要しない。

a 株式数が2,000単位以上であること。

b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 上場株券等と権利関係が同一となると見込まれること。

上場規程 34

利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」並びに同条同項第19号及び第20号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

(新株予約権証券の上場)

第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、次の各号に定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

(1) 上場申請のあった新株予約権証券が本所が定める基準に適合するものであること。

(2) 新株予約権証券の発行者である上場会社において次のa又はbのいずれかの手続きが実施されていること（当該上場会社が当該新株予約権証券に関して法第2条第6項第3号に規定する契約を締結している場合（以下「コミットメント型の場合」という。）を除く。）。

a 会員による増資の合理性に係る審査

b 株主総会決議などによる株主の意思確認

(3) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、次のa及びbのいずれにも該当していないこと（コミットメント型の場合を除く。）。

14. の2 第9条の3（新株予約権証券の上場）関係

(1) 第1項第1号に規定する本所が定める基準とは、次のaからeまでに定める基準のいずれにも適合していることとする。

a 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

b 行使期間満了の日が割当てに係る基準日等（会社法の規定により設けられた基準日及び振替法第151条第1項又は同条第8項の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき同法第2条第2項に規定する振替機関が総株主通知を行った場合におけるその基準となる日をいう。）後2か月以内に到来するものであること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

d 新株予約権証券の数が1,000単位以上であること。

e 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みのあること。

(2) 上場会社は、第1項第2号に規定する手続きが実施されている場合には、次のa及びbに掲げる場合の区分に従い、当該a又はbに定める書面を提出するものとする。

a 第1項第2号aに規定する手続きが実施されている場合

会員が作成した本所所定の「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」

b 第1項第2号bに規定する手続きが実施されている場合

本所所定の「株主の意思確認の結果について記載した書面」

(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(6)aからeまで及びgの規定は、第1項第3号aに規定する利益の額について準用する。

- a 最近2年間（「最近」の計算は、基準事業年度（直近で提出した有価証券報告書等が対象とする事業年度をいう。）の末日を起算日としてさかのぼる。）において利益の額が正である事業年度がないこと。
- b 直前の中間会計期間又は事業年度（直近で提出した半期報告書又は有価証券報告書が対象とする中間会計期間又は事業年度をいう。）の末日において債務超過であること。

(4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱い
は、a及びbに定めるところによる。

- a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第8条の2の2、第130条及び第211条並びに連結財務諸表規則第8条の3、第96条及び第192条に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は同規則第153条第1項若しくは同規則第263条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は中間貸借対照表（比較情報を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は中間貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表規則第54条の3第1項又は同規則第182条第1項若しくは第281条第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第314条若しくは同規則第316条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該中間連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該中間貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。
- b 第1項第3号bにおいて、純資産が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受

- (4) 公益又は投資者保護の観点から、その上場が
適当でないと認められるものでないこと。
- 2 前項の規定により新株予約権証券が上場される
こととなる場合には、当該上場申請を行った者は、
本所が定める確約書を提出するものとする。

- ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の
基準の変更によるものと認められている場合
を除き、当該監査意見に基づいて修正したのち
の純資産を審査対象とする。
- (5) 第1項第4号に定める事項についての上場審
査は、次のaからcまでに掲げる観点その他の観
点から検討することにより行う。
- a 次の(a)から(e)までに該当しないこと（コミ
ットメント型の場合を除く。）。
- (a) 新株予約権証券の発行者である上場会社
の上場株券が、株券上場廃止基準第3条の4
第1項の規定により監理銘柄に指定されて
いる場合又は同条第2項の規定により整理
銘柄に指定されている場合
- (b) 新株予約権証券の発行者である上場会社
の上場株券が、次のイからヌまでのいずれか
に該当する場合
- イ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号
a (a)又は(b)に定める期間内にある場合
- ロ 株券上場廃止基準第2条第1項第2号
bに定める期間内にある場合
- ハ 株券上場廃止基準第2条第1項第3号
に定める期間内にある場合（第2条の2第
1項第3号の規定による場合を含む。）
- ニ 株券上場廃止基準第2条第1項第4号
に定める期間内にある場合
- ホ 株券上場廃止基準第2条第1項第5号
の2に定める期間内にある場合（第2条の
2第1項第3号の規定による場合を含
む。）
- ヘ 株券上場廃止基準第2条第1項第9号
a 又はbに定める期間内にある場合（第2
条の2第1項第3号の規定による場合を
含む。）
- ト 株券上場廃止基準第2条の2第1項第
1号 a (a)又は(b)に定める期間内にある
場合
- チ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第
1号 bに定める期間内にある場合の規定
による場合を含む。）
- リ 株券上場廃止基準第2条の2第1項第
2号に定める期間内にある場合
- ヌ 株券上場廃止基準第3条の5の規定に
より 特別注意銘柄に指定されている場
合

(c) 新株予約権証券が、第1項第2号bに規定する手続きを経て発行される場合において、次のイ又はロに掲げる場合その他の新株予約権証券の発行者である上場会社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと認められるとき。

イ 新株予約権証券の権利行使に伴い上場会社が調達する資金の使途に関して、特別の利益を有していると認められる主要株主である取締役又は支配株主を除く株主（意思表示を行った者に限る。）の過半数の同意を得られていないとき。

ロ 割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主を除く株主（意思表示を行った者に限る。）の過半数の同意を得られていないとき。

(d) 新株予約権証券の発行者である上場会社の経営成績及び財政状態が、第1項第3号a又はbのいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合

(e) その他(a)から前(d)までに規定するものに準ずる状態と認められる場合

b 新株予約権証券の権利行使の制限を行う場合においては、当該制限を行う必要性及び相当性が認められること。

c その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(6) 新株予約権証券の上場期間は、行使期間の初日以後の日であって本所が定める日から、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって本所が定める日までとする。

（上場有価証券の変更上場申請手続）

第10条 第8条に規定する場合のほか、上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量若しくは種類を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度本所所定の有価証券変更上場申請書を提出することにより、その変更等を申請するものとする。ただし、当該有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条の規定に

15. 第10条（上場有価証券の変更上場申請手続）関係

(1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合で、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) 本所は、株式若しくは新株予約権の転換又は

基づく会社情報の開示又は同規則第5条の規定により本所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって当該変更等を申請したものとみなす。

- 2 本所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その変更上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

第4章 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等

(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)

第11条 上場有価証券の発行者は、別添「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定めるところにより、上場有価証券の発行者及び上場有価証券に関する投資者の投資判断に影響を及ぼす情報（以下「会社情報」という。）の適時開示等を行うものとする。

(第三者割当等により割当てられた募集株式の譲渡の報告等に関する取扱い)

第11条の2 上場会社が行う第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等については、本所が定める規則によるものとする。

第4章の2 企業行動規範等

(企業行動規範等)

第11条の3 上場会社は、別添「企業行動規範に関する規則」及び「コーポレートガバナンス・コード」に定めるところにより、適切な企業行動等を行うものとする。

第4章の3 上場市場の変更等

(上場市場の変更)

第11条の4 上場有価証券のアンビシャスからの上場市場の変更（アンビシャス上場銘柄をアンビシャスに係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。以下同じ。）は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

- 2 アンビシャスからの上場市場の変更を申請する者（以下「上場市場変更申請者」という。）は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券について上場市場の変更申請を行うものとする

- 3 第1項の規定により上場市場の変更申請が行わ

新株予約権の行使により発行される株券を、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

16. 第11条の4（上場市場の変更）関係

れた日から起算して1年以内に上場市場の変更が行われなかった場合には、当該上場市場の変更申請は効力を失うものとする。

4 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場変更申請書」及び「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

5 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他の本所が定める書類を添付するものとする。

6 本所は、上場市場の変更審査のため必要と認めるときには、上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場市場の変更審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場市場の変更審査料)

第11条の5 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日が属する月の翌月末までに納入するものとする。

(上場市場の変更審査)

第11条の6 株券の上場市場の変更審査は、別添「株券上場審査基準」によるものとする。

2 前項の審査により上場市場の変更申請に係る株券の上場市場の変更が適当と認めた場合には、本所は、当該発行者が発行者であるすべての上場有価証券につき上場市場の変更を行う。

3 本所は、前項の規定により上場市場を変更する場合には、その変更日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第11条の7 前3条の規定にかかわらず、アンビシャスの上場会社が上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。)の吸収合併又はこれに類するものとし

(1) 第4項に規定する「上場市場の変更のための有価証券報告書」は、直前事業年度の有価証券報告書をもって代用することができるものとする。

(2) 第4項に規定する「本所が定める書類」とは第3条第2項第1号、第6号、2(4)b、2(4)cの2、2(4)jに掲げる書類及び本所が上場市場の変更審査のため適当と認める書類をいうものとする。

17. 第11条の5(上場市場の変更審査料)関係

(1) 第11条の5に規定する「本所が定める金額」は100万円とする。ただし、上場市場変更申請者が上場日の属する事業年度の末日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には50万円とする。

(2) 上場市場の変更審査料は、消費税及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

18. 第11条の7(吸収合併等の場合の上場市場の変更)関係

(1) 第1項に規定する本所が定める行為とは、株

て本所が定める行為を行った場合で、当該アンビシヤスの上場会社の実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、アンビシヤスから本則市場への上場市場の変更を行うものとする。

- 2 上場会社（アンビシヤスの上場会社を除く。）がアンビシヤスの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でないと本所が認めたときは、本所が定める日（当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に本所が定める基準に適合しないとき）に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。
- 3 会社が株券上場審査基準第4条第2項の適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が本則市場の上場会社であり、一の当事者がアンビシヤスの上場会社であって、かつ、本則市場の上場会社の実質的な存続会社でないと本所が認める場合に限る。）において、3年以内に本所が定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からアンビシヤスへの上場市場の変更を行うものとする。
- 4 前条第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

（吸収合併等の場合の市場変更に係る審査の申請）

第11条の8 本所は、前条第2項又は第3項に規定する本所が定める基準に適合しないかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとし、当該申請が行われなかった場合（当該申請が行われないことが明らかな場合を含む。）は、前条第2項又は第3項にそれぞれ該当したものとみなす。

券上場廃止基準の取扱い 1. (9) a に定める行為をいう。この場合において、同 a 中「非上場会社」とあるのは「本則市場の上場会社」と読み替える。

- (2) 第2項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い 1. (9) a に定める行為をいう。この場合において、同 a 中「非上場会社」とあるのは「アンビシヤスの上場会社」と読み替える。
- (3) 第1項及び第2項に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査は、株券上場廃止基準第2条第1項第9号に規定する「実質的な存続会社でない」かどうかの審査に準じて行うものとする。
- (4) 第2項又は第3項に規定する3年以内とは、上場会社がこれらの規定に掲げる場合に該当した日以後最初に終了する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの期間（以下「猶予期間」という。）をいうものとする。
- (5) 第2項及び第3項に規定する本所が定めた基準とは、株券上場審査基準第2条第1項各号及び株券上場審査基準第4条第1項各号に準じた基準をいうものとする。
- (6) 上場会社が第11条の8第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除外する。）の日とする。
- (7) 上場会社は第11条の8第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として100万円を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。
- (8) 上場会社は、(7)に定める審査料については、消費税額及び地方消費税額を加算して納入するものとする。

- 2 前項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事会員が作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。
- 3 本所は、第1項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。

(上場市場の変更の特例)

第11条の9 上場市場の変更の申請(第11条の4第1項に規定する申請をいう。以下この条において同じ。)に基づき当該上場市場の変更の承認を受けた上場会社が、当該上場市場の変更申請に係る宣誓書(第11条の4第3項の規定により提出した宣誓書をいう。以下この条において同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、本所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた市場への上場市場の変更を行う。

(1) 特別注意銘柄の指定

本所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券を、株券上場廃止基準第3条の5第1項各号の規定により特別注意銘柄に指定する場合

(2) 改善報告書の提出

本所が、当該違反に起因して、当該上場会社に対して、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条第1項各号の規定により改善報告書の提出を求める場合。ただし、本所が適当と認める場合を除く。

- 2 前項による、上場市場の変更の時期及びその取扱い、は、本所の定めるところによる。

第5章 上場有価証券の上場廃止

(上場廃止申請)

第12条 上場有価証券の発行者が、その上場廃止を申請しようとするときは、本所所定の有価証券上場廃止申請書を提出するものとする。

(申請によらない上場廃止)

第13条 上場会社の申請によらない上場株券の上場廃止を行う場合には、別添「株券上場廃止基準」によるものとする。

- 2 上場会社は、株券上場廃止基準第3条の2第1項

18. の2 第11条の9(上場市場変更の特例)関係

(1) 第1項第2号に規定する本所が適当と認める場合とは、株券上場審査基準第7条において準用する同基準第4条第1項(第2号の2及び第9号の2を除く)に適合していた場合をいう。

(2) 第2項に規定する市場変更の時期は、本所が上場株券の市場変更を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日とする。

19. 第13条(申請によらない上場廃止)関係

第2項に規定する「本所が定める金額」は、株券

上場規程 42

及び第2項に規定する審査を申請するときは、本所が定める金額の審査料を当該申請日に納入するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を申請する際に、再建計画（同基準第2条第1項第7号後段に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。第17条において同じ。）の期間等を記載した本所所定の「上場手数料等の免除申請書」を提出する場合には、当該審査料を納入することを要しない。

（原簿まつ消）

第14条 本所が上場有価証券の上場を廃止するときは、その上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまつ消する。

第6章 上場有価証券の売買の停止及び停止解除 （売買停止及び停止解除）

第15条 本所が上場有価証券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場有価証券の発行者に通知する。

第7章 上場手数料及び年賦課金等 （上場手数料及び年賦課金等）

第16条 新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、別表に定める上場手数料、年賦課金及びT D n e t利用料を納入するものとする。

- 2 前項に規定する上場手数料、年賦課金及びT D n e t利用料のほか、本所は、本所が定める上場管理料を請求することができるものとする。

（再建中の会社に対する上場手数料等の免除）

第17条 前条の規定にかかわらず、上場会社が株券上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を

上場廃止基準第3条の2第1項に規定する審査を行う場合にあっては50万円、同第2項に規定する審査を行う場合にあっては100万円とし、消費税及び地方消費税を加算して納入するものとする。

20. 第16条（上場手数料及び年賦課金等）関係

- (1) 第16条第2項に規定する本所が定める上場管理料は、次のaからcまでに掲げる区分に従い、aからcまでに定める金額とする。

a 上場有価証券の発行者が監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号aに規定する監理銘柄（審査中）に指定された場合

100万円

b 特別注意銘柄に指定された銘柄の発行者が株券上場廃止基準第3条の5第2項の規定に基づき内部管理体制確認書を提出した場合

100万円

c 上場有価証券の発行者が上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則第14条の2に規定する改善状況報告書を提出した場合

50万円

- (2) 第2項に規定する「上場管理料」は、本所が指定する日までに納入するものとする。

申請した場合で、第13条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出した場合には、再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料、年賦課金及び上場管理料を免除するものとする。

（電磁的記録による書類等の提出）

第18条 新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、本所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではない。

2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合における本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

（全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い）

第19条 第9条の2の規定の適用を受けて上場した株券に係る上場市場の変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

（有価証券の上場に関する必要事項の決定）

第20条 本所は、この規程に定める事項のほか、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則により定めることができる。

（テクニカル上場時の引継ぎ）

第21条 上場会社が株券上場審査基準第4条第2項各号（アンビシャスの上場会社にあつては、同第6条第2項各号をいう。）の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社（当該上場会社が発行者である上場株券等を含む。以下この条において同じ。）に対する本所が定める規定の適用については、当該上場会社を株券上場審査基準第

21. 第21条（テクニカル上場時の引継ぎ）関係

第21条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 株券上場廃止基準第3条の5、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第14条から第15条まで及び第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規

4条第2項各号（アンビシャスの上場会社にあつては、同第6条第2項各号をいう。）の適用に伴い上場廃止となった会社（当該会社が発行者である株券等を含む。）と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

付 則

（施行期日）

第1条 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

（自己株式に係る経過措置）

第2条 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式に係る決議については、なお従前の例により取り扱うものとする。

則第4条

- (2) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号（第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。）
- (3) 株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2（第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。）
- (4) 株券上場廃止基準の取扱い1.(12)aからcまで
- (5) 株券上場廃止基準第2条第1項第5号の2（第2条の2第1項第3号において読み替える場合を含む。）

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 商法等改正法による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第212条の2第1項又は商法等改正法の規定によりなお効力を有する株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号。以下「旧消却特例法」という。）第3条第1項の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者は、旧商法第212条の2第1項又は旧消却特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式の数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において旧商法第212条の2第1項の規定による決議があつた場合又は当該定時株主総会後に旧消却特例法第3条第1項の規定による取締役会の決議があつた場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を、有価証券上場規程に関する取扱い要領1.の2(3)の規定に準じて有価証券上場申請書に記載するものとする。
- 3 改正後の15.(1)の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号。）附則第2条又は第24条の規定によりなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（平成14.4.1）抄

- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、2.(2)dの2の改正規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第47号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査概要書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成15.5.8）抄

- 2 上場会社が、この規程の施行日前に再建計画（株券上場廃止基準第2条第7号に規定する「本所が適当と認める再建計画」をいう。）を開示している場合には、改正後の第13条第3項に規定する「上場手数料等の免除申請書」を提出することにより、当該再建計画の開示日以降3年間（再建計画の期間内に限る。）に到来する納入期において、上場手数料及び年賦課金を免除するものとする。ただし、当該提出日前に到来した納入期に係る上場手数料及び年賦課金については、免除しない。

付 則（平成15.5.8）抄

- 2 改正後の2.(2)の規定の適用は、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日以後に上場申請を行う場合に適用し、次に掲げる者がそれぞれ次に定める日前に上場申請を行う場合（第2号に掲げる者が同号に定める日前において、上場申請を行う場合であつて、当該者が企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第28号）による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式により上場申請に係る公募又は売出しの有価証券届出書を作成することを予定しているときを除く。）については、なお従前の例による。
 - (1) 平成15年4月1日において既に有価証券報告書を提出している新規上場申請者
企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令に定める様式に基づく有価証券報告書を提出した日
 - (2) 前号に掲げる者以外の新規上場申請者
平成16年7月1日

付 則

この改正規定は、平成 16 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又はアンビシヤスからの上場市場の変更若しくはアンビシヤスへの上場市場の変更を申請する者から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 この改正規定施行の日前に上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第 6 条の 3 第 1 号に規定する宣誓書及び添付書類を平成 17 年 3 月 31 日までに（同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申請者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 5 月 31 日までに株券の上場申請を行った新規上場申請者は、改正後の第 6 条の 4 に規定する報告書を平成 18 年 5 月 31 日（同日までに本所が上場を承認していない場合は、本所が承認する日）までに本所に提出するものとする。この場合において、当該新規上場申

付 則

この改正規定は、平成 16 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又はアンビシヤスからの上場市場の変更若しくはアンビシヤスへの上場市場の変更を申請する者から適用する。

付 則（平成 16.10.1）抄

- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則（平成 17.9.30）抄

- 2 平成 18 年 1 月 3 日以前の日を権利を受ける者を確定するための基準日とする株式分割により追加して発行される新株券については、改正後の 14. の規定にかかわらず、なお従前の例による。

請者は、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 3 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の第6条の4に規定する報告書を平成18年5月31日までに本所に提出するものとする。
この場合において、当該発行者は、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（注）「本所が定める日」は、平成18年3月1日

付 則（平成18.5.1）抄

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 施行日前に定時総会の招集の手続きが開始された場合又は取締役会の決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下同じ。）が行われた場合における当該定時総会又は取締役会（委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）による改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議は、それぞれ改正後の同号に規定する自己株式取得決議、自己株式処分等決議及び自己株式消却決議とみなし、施行日前に株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書が作成された場合における当該契約書に基づく自己株式の移転に係る改正前の第3条第2項第6号に規定する自己株式処分等決議は、改正後の同号に規定する自己株式処分等決議とみなす。
- 4 改正後の第3条第7項第1号及び第2号の規定にかかわらず、施行日前に終了する事業年度に係る財務諸表、連結会計年度に係る連結財務諸表、中間会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則（平成18.5.1）抄

- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権に係る新株引受権証書については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成18年11月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者及び上場

付 則（平成 18. 12. 22）抄

- 2 改正後の第 3 条及び第 11 条の 3 の規定は、改正規定施行の日以後申請を行う者から適用する。

付 則（平成 20. 4. 1）抄

- 2 改正後の第 3 条第 6 項、同条第 7 項、同条第 8 項及び第 6 条の 4 第 2 号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 3 条第 5 項第 5 号 i の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 改正後の第 3 条第 2 項第 8 号の 3、同条第 3 項各号の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則（平成 20. 6. 1）抄

- 2 改正後の第 21 条の規定は、この改正規定施行の日以後に株券上場審査基準第 4 条第 2 項各号（アンビシヤスの上場会社にあつては、同第 6 条第 2 項各号をいう。）の適用を受けて上場した会社（当該会社が発行者である株券等を含む。）から適用する。

市場の変更を行う上場市場変更申請者から適用する。

付 則（平成 18. 12. 22）抄

- 2 改正後の 19. の規定は、施行日以後株券上場廃止基準第 3 条の 3 第 1 項に規定する審査を申請する上場会社から適用する。

付 則（平成 20. 4. 1）抄

- 2 改正後の 2. (4) a、2. (4) d、9. (1) c の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

付 則（平成 20. 6. 1）抄

- 2 改正後の 11. の 4 の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後の株券等の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券等の新規上場を申請する者は、改正後の 11. の 4 (1) から (5) までに掲げる事項を記載した第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 20 年 8 月 31 日までに（同日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の 11. の 4 (1) から (5) までに掲げる事項を記載した第 6 条の 5 に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券等の発行者は、改正後の 11. の 4 (1) から (5) までに掲げる事項を記載した第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 20 年 8 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則（平成 21. 11. 9）抄

- 2 施行日において現に上場されている株券の発行者のうち支配株主を有する者は、改正後の有価証券上場規程に関する取扱い要領 11. の 4 に掲げる事項を記載した第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 21 年 12 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則（平成 22. 3. 4）抄

- 2 改正後の 11. の 4(2)（次項及び第 5 項において同じ。）の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の 11. の 4（(5)を除く。）に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 3 月 31 日までに（同日までに本所が新規上場を承認していない場合にあっては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間に、改正前の 11. の 4 に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の 11. の 4（(5)を除く。）に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 4 月 30 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の 11. の 4(5)（次項及び第 8 項において同じ。）の規定は、施行日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 7 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の 11. の 4 に掲げる事項を記載した規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞

付 則（平成 22. 6. 30）抄

- 2 この改正規定施行の日の前日までに改正前の第 6 条の 4 の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、改正後の本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

付 則（平成 26. 7. 1）抄

- 2 改正後の第 3 条第 2 項第 8 号の 2 の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請（施行日より前に予備申請のあった施行日以後に行われる新規上場申請を除く。）を行う者から適用する。

なく（当該定時株主総会の日までに本所が新規上場を承認していない場合にあっては、本所が新規上場を承認する日に）本所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 8 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の 11. の 4 に掲げる事項を規程第 6 条の 5 に規定する報告書を、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする（当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。）。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意する。

付 則（平成 24. 5. 10）抄

- 2 改正後の 11. の 4 (5) の規定は、この改正規定施行の日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 上場会社は、改正後の 11. の 4 (5) に掲げる事項を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする。

付 則（平成 24. 6. 1）抄

- 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則（平成 27. 11. 28）抄

- 2 前項にかかわらず、改正後の 14. の 2 (6) の規定は、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）の施行の日以後に上場申請を行う者から適用することとし、当該施行の日より前の日に上場申請を行う者についての新株予約権証券の上場期間の取扱いは、なお従前の例による。

付 則（平成 27. 4. 1）抄

- 2 この改正規則施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「非支配株主持分」とするのは「少数株主持分」とする。

付 則（平 27. 6. 1）抄

- 2 改正後の 11. の 4 (2) の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。ただし、新規上場日が施行日以後最初に到来する定時株主総会の日から起算して 6 か月を経過する日の前日までの日である場合は、なお従前の例による。

付 則（令和 2. 2. 7）抄

- 2 改正後の第 11 条の 9 の規定は、施行日以後に本則市場への市場変更に係る承認を受けた者から適用する。

付 則（令和 2. 11. 1）抄

- 2 改正後の第 8 条及び第 10 条の規定は、この改正規定施行の日以後の日に上場株券と同一の種類の株券を発行又は上場有価証券の銘柄等の変更を行う者から適用する。

付則（令和 3. 7. 21）抄

- 2 改正後の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請又は上場市場の変更申請を行う者から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、財務計算に関する書類に添付する書面が施行日以前に発行されている場合その他本所が適当と認める場合は、改正前の規定に定める書類を添付することができる。

付 則（令和 5. 3. 13）抄

- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日

付 則（令和 5. 3. 13）抄

- 2 改正後の 2. (4) d 及び m の 2 並びに 7. の規定は、

から起算して1年前より後において予備申請を行っている者について、改正後の第2条及び第6条の2の規定を適用することが適当でないと本所が認める場合は、なお従前の例による。

付 則（令和6.4.1）抄

- 2 改正後の第3条、第6条の4の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間（1事業年度が3か月を超える場合に、当該年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）又は四半期連結会計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。以下同じ。）を含む四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る提出書類等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第9条の3の規定は、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出した上場会社から適用し、施行日以後に半期報告書又は有価証券報告書を提出していない上場会社については、なお従前の例による。

この改正規定施行の日以後に新規上場申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。

付 則（令和6.4.1）抄

- 2 改正後の4.の2、5.及び6.の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る提出書類等から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る提出書類等については、なお従前の例による。

付 則（令和7.5.30）抄

- 2 改正後の8.(2)の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。
- 3 改正後の17.(1)の規定は、施行日以後に上場市場の変更申請を行う者から適用する。

有価証券上場規程別表

(実施)平成 3. 4. 1
 (変更)平成 7. 6. 1 8. 4. 1 9. 4. 1 9. 8. 1
 11. 3. 1 12. 4. 7 13. 4. 1 13.10. 1
 15. 5. 8 18. 5. 1 18.11. 1 20. 9.30
 22. 6.30 22. 7.30 24. 6. 1 30. 3.31
 30. 4. 2
 令和 7. 5.30

第1 株 券

1 上場手数料

区分	納入期	徴 収 標 準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場 (アンビシャスへの上場を除く。)	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 300 万円 [定 率] 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、500万円を上限とする。 (1) 上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の 万分の2 (2) 上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の 万分の1
新規上場申請者の上場申請した株券のアンビシャスへの上場	上場日の属する月の翌月末日まで	[定 額] 150 万円 [定 率] 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合計金額とする。ただし、500万円を上限とする。 (1) 上場申請に係る株券の公募数に公募価格を乗じて得た金額の 万分の2 (2) 上場申請に係る株券の売出数に売出価格を乗じて

有価証券上場規程別表取扱い要領

(変更)昭和 49. 8.26 51. 9.27 51.11.20 57.10. 1
 59.12. 3 61. 3. 5 61.11. 1
 平成 3. 4. 1 4. 7. 1 5. 4. 1 6. 3.17
 7. 6. 1 8. 1. 1 9. 4. 1 9. 6. 1
 9. 8. 1 10.12. 1 11. 3. 1 11. 8. 1
 11.11.10 12. 4. 7 13. 4. 1 13.10. 1
 14. 4. 1 18. 5. 1 18.11. 1 19. 9.30
 20. 9.30 21.12. 1 22. 7.30 23. 5.25
 23.10. 1 25. 9.13 30. 3.31 30. 4. 2
 令和 3. 3. 1 7. 5.30

第1 株 券

(1) 上場手数料関係

- a 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- b 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。
- c 新規上場申請者の上場申請した株券の上場をする場合において、次の(a)又は(b)に該当する場合には、別表に定める上場手数料の額にかかわらず50万円とする。
 - (a) 新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合。
 - (b) 新規上場申請者の上場申請した株券が、本所と国内の他の金融商品取引所に同時に上場される場合。
- d 削除
- e 上場契約未締結の上場会社が上場契約を締結した場合は、別表に定める上場手数料の2分の1

		得た金額の 万分の1
上場会社が新たに発行する株券の上場	上場日の属する月の翌月末日まで	1株当たりの発行価格に新たに上場する株式数（有価証券上場規程第9条第1項の適用を受けて上場する株券（株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。）を除く。）を乗じて得た金額の 万分の6.0

を上場手数料とする。ただし、本所の承認を得たものについては、この限りでない。

- f 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかった株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところによる。

- (a) 上場に際して自己株式として取得される場合

上場に際して取得した自己株式の処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。）を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用するものとする。この場合における納入期は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。

- (b) 前(a)以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）」の〔定率〕(2)を準用するものとする。

- fの2 上場会社が株式を対価とする公開買付けに際して発行する新株式の上場手数料は、当該公開買付けの決済の開始日における最終価格（当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

なお、本所と国内の他の金融商品取引所に上場している場合は、当該他の金融商品取引所の最終価格を用いることができる。

- g 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は500万円とする。

- h 上場会社の合併、分割、株式交換又は株式交付に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

- i 他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付することを、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、当該株式の発行価格に基づく1株当たり発行価格（当該株式が会社法第199条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、新株予約権の権利行使により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る1株当たりの払込金額に行使される株式数を乗じて得た金額の合計額の1株当たりの金額に相当する額（当該新株予約権が会社法第238条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）の1株当たりの金額に相当する額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。
- j 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換、新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券又は取得条項付新株予約権の取得に伴い発行された新株を上場する場合の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- k 有価証券上場規程第12条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1

2 上場市場の変更に係る上場手数料

上場市場の変更を申請した株券の上場手数料は、1 上場手数料の規定（同規定中「新規上場申請者の上場申請した株券の上場（アンビシャスへの上場を除く。）」とあるのは「アンビシャスからの上場市場の変更」と、「上場日の属する月の翌日末日まで」とあるのは「上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と読み替える。）により算定される金額から、変更上場申請者が既に納入した上場手数料の金額の合計額を控除した額とする。

年 賦 課 金

区 分	納入期	徴 収 標 準
年賦課金	2月末日 8月末日	60 万円 （アンビシャスの上場会社（株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受けてアンビシャスの上場会社となったものを除く。）に係る上場後3年を経過する日の属する年の末日以前に到来する納付期日に係る年賦課金については、半額とする。）

項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、bの規定に該当し、上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については、免除しないものとする。

(2) 年賦課金関係

- a 年賦課金は、年2回に分けて、有価証券上場規程別表に定める期日におおの半額を納入するものとする。
- b 新規上場申請者に係る年賦課金は、前aの規定にかかわらず、当該新規上場申請者の株券が、1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を、7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。
- c 有価証券上場規程第12条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項の各号又は第2条の2第1項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については、これを免除することができる。ただし、前(1)上場手数料関係bに該当し、上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は、免除しないものとする。
- d 上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場さ

れるとみなされる場合を含む。)の年賦課金については、bの規定を適用しないものとする。

e 本所のみに上場している上場会社が、国内の他の金融商品取引所と重複上場することとなった場合の年賦課金は、当該重複上場日以後に到来する納入期から20万円とし、有価証券上場規程別表に定める納入期におのおの半額を納入するものとする。

f 国内の他の金融商品取引所に重複上場している上場会社が、本所のみに上場することとなった場合の年賦課金は、当該単独上場日以後に到来する納入期から60万円とし、有価証券上場規程別表に定める納入期におのおの半額を納入するものとする。

TDnet利用料

新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、TDnet利用料として本所が定める金額を納入するものとする。

(3) TDnet利用料関係

a TDnet利用料の対象となる上場会社は、本所の単独上場会社(本所のみに上場している会社をいう。以下同じ。)及び東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所以外の金融商品取引所との重複上場会社とする。

b TDnet利用料として本所が定める金額は年額12万円とし、その計算期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

c TDnet利用料は、年2回に分けて10月末日と翌年4月末日までにおのおの半額を納入するものとする。

d bの規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は月割りで按分するものとし対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。

(a) 新規上場申請者に係るTDnet利用料は、新規上場した日を含む月からその対象とする。

(b) 上場廃止が決定した上場会社に係るTDnet利用料は上場廃止をする日を含む月までをその対象とする。

(c) 東京証券取引所、名古屋証券取引所又は福岡証券取引所と重複上場することとなった上

第2 新株予約権証券

上 場 手 数 料

区 分	納入期	徴 収 標 準
上 場 会 社 が 発 行 す る 新 株 予 約 権 証 券 の 上 場	上 場 日 の 属 す る 月 の 翌 月 末 日 まで	新株予約権の行使に係る払込 金額に新株予約権の目的である 株式の数を乗じて得た金額が (1) 50億円以下の場合 5万円 ただし、第1株券「上場 会社が新たに発行する株券 の上場」の場合の上場手数料 の計算により得た金額の 半額が5万円未満の場合 は、その金額 (2) 50億円を超える場合 10万円

第3 債券その他の有価証券

別にこれを定める。

第4 上場手数料、年賦課金及びTDnet利用料につ いては、消費税及び地方消費税を加算して納入するも のとする。

場会社に係るTDnet利用料は重複上場する
日を含む月までその対象とする。

- (d) 株式会社東京証券取引所、名古屋証券取引
所又は福岡証券取引所に重複上場する上場会
社が本所のみに上場することとなった上場会
社に係るTDnet利用料は、本所のみに上場
することとなった日を含む月からその対象と
する。

付 則 (平13.10.1)抄

- 2 改正後の第1 (1)a、b及びeからiまで並びに
改正前の第1 (1)b及びcの規定は、当分の間、有
価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第3条の
規定に基づく上場手数料について準用する(ただし、
同条第1項第2号又は第2項の規定に基づく上場手

数料については、改正前の第1 (1) b 及び c の規定を適用しない。)。この場合において、この改正規定施行の日以後に単元株式数の変更を行っている場合には、改正前の第1 (1) b 及び c 中「1 単位の株式の数」とあるのは「単元株式数」と読み替えるものとする。

- 3 改正後の第1 (2)の規定は有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第4条の規定に基づく年賦課金について準用し、改正前の第1 (2) c 及び d の規定は、同条第1号に規定する上場会社にあつてはこの改正規定施行の日の前日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更について、同条第2号に規定する上場会社にあつては上場日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更若しくは単元株式数の変更について、それぞれ準用する。この場合において、この改正規定施行の日以後に単元株式数の変更を行っている場合には、改正前の第1 (2) d 中「1 単位の株式の数」とあるのは「単元株式数」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則 (平18.11. 1) 抄

- 2 改正後の第1 1 上場手数料の規定は、平成18年11月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規

付 則 (平18.11. 1) 抄

- 2 改正後のTDnet 利用料の規定については、平成19年4月末日(計算期間平成18年10月1日から平成19

上場申請者から適用する。

- 3 改正後の第1 TDnet 利用料の規定については、平成19年4月末日(計算期間平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)の納入分から適用する。

付 則 (平22.7.30) 抄

- 2 前項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所と重複上場している会社(以下「重複上場会社」という。)が新たに発行する株券の上場手数料の徴収標準率は、当分の間、万分の1.0とする。
- 3 改正規定施行の日前に新たに株券の発行を決議した上場会社の上場手数料の徴収標準率は、万分の2.0とする。
- 4 有価証券上場規程別表取扱い要領 第1(1)iに係る上場手数料については、平成22年8月末日納入分の徴収標準率及び1月1日を基準として重複上場会社の徴収標準率は、万分の2.0とする。
- 5 改正後の年賦課金の規定は、平成22年8月末日納入分から適用することとし、年賦課金の半額を納入するものとする。
- ただし、平成22年2月末日納入分は、改正前の規定を適用する。
- 6 改正規定施行の日前に、アンビシャスに上場している会社については、平成25年12月の末日以前に到来する納入期日に係る年賦課金は、第1年賦課金の規定に定める額の半額とする。
- ただし、平成22年8月末日納入分は第1年賦課金の規定に定める額の4分の1の額とする。
- 7 改正後の第1 株券 年賦課金の規定にかかわらず、重複上場会社の賦課金については、当分の間、原

年3月31日まで)納入分から適用する。

付 則 (平20.9.30) 抄

- 2 改正後の第1 (3)の規定にかかわらず、平成20年10月末日を納入期限とするTDnet 利用料は、以下の各号に定める金額の合計額とする。
- (1) 平成20年4月から6月までの期間に対応する改正前のTDnet 利用料
- (2) 平成20年7月から9月までの期間に対応する改正後のTDnet 利用料

則として次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 平成 21 年 12 月 31 日において本所に株券が上場されている上場会社

平成 22 年 2 月末日に納入した年賦課金の 2 倍の額

- (2) 平成 22 年 1 月 1 日以後に本所に株券が新規上場された上場会社

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数（以下「投資単位調整後上場株式数」という。）のうち

- | | | |
|---|---|------|
| a | 1 万単位以下の株式数につき | 6 万円 |
| b | 1 万単位を超え 4 万単位以下の株式数につき
2,000 単位以下を増すごとに | 4 千円 |
| c | 4 万単位を超え 12 万単位株以下の株式数につき
4,000 単位以下を増すごとに | 4 千円 |
| d | 12 万単位株を超え 20 万単位以下の株式数につき
1 万単位以下を増すごとに | 3 千円 |
| e | 20 万単位を超え 100 万単位以下の株式数につき
10 万単位を増すごとに | 2 千円 |
| f | 100 万単位を超え 200 万単位以下の株式数につき
20 万単位以下を増すごとに | 2 千円 |
| g | 200 万単位を超える株式数につき
40 万単位以下を増すごとに | 2 千円 |
- 「投資単位調整後上場株式数」

$$= \text{「上場株式数」} \times \frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当該日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び国内の他の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所にお

いて最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

付 則（平 30.4.2）抄

- 2 改正後の第 1 1 上場手数料関係の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の平成 22 年 7 月 30 日改正付則第 2 項の規定は、施行日以後に到来する日を納入期とする上場手数料から適用する。

付 則（平 30.4.2）抄

- 2 改正後の第 1 (1) 上場手数料関係 c の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 3 改正後の第 1 (1) 上場手数料関係 g の規定は、施行日以後に行われた公募及び第三者割当等に際して発行した新株式に係る上場手数料から適用する。